

広島県史跡「松本古墳」の追加指定について

広島県教育委員会は、令和5年4月28日（金）の教育委員会会議において、次のとおり広島県史跡「松本古墳」の指定範囲の追加を決定しました。

- 種別 広島県史跡
- 名称 松本古墳（指定年月日） 昭和24年8月12日
令和元年10月21日（地域追加）
- 所在地及び所有者

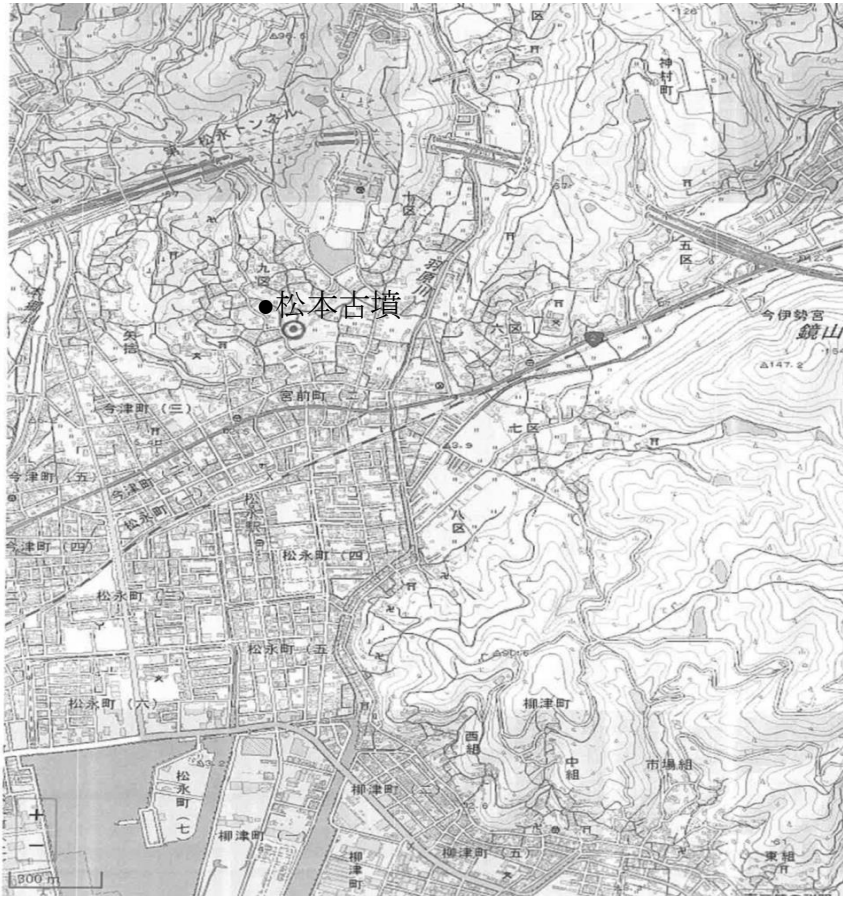
項目	追加指定範囲	従来指定範囲
所在地	福山市 ^{かむら} 神村町字城ノ元 697 番、 698 番 2、699 番、700 番 5、 701 番 1、702 番 4、計 1,639 m ² ※追加指定後面積 5,389 m ²	福山市神村町字城ノ元 681 番 1、 694 番 1、695 番、696 番 3、甲 696 番 1（3,750 m ² ）
所有者	個人	福山市、宗教法人、個人

4 内容

松本古墳は、松永湾を南に望む標高約17メートルの丘陵南端部に位置する5世紀（古墳時代中期）の古墳である。松永湾に臨む大型古墳の一つとして注目され、昭和24年8月12日付けで広島県史跡に指定された。

当初指定時には、墳丘の高まり部分のみが指定されていたが、平成26年度から平成30年度に福山市教育委員会が行った発掘調査で、古墳の直径が円墳としては県内第1位となる約65mであることが明らかになり、令和元年10月21日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定された。その後平成30年から令和3年にかけて調査を継続したところ、南西に造り出し状の突出部をもつ墳形であることが確認できた。

当該古墳は、新たな知見が得られた墳丘南側の部分も一体の文化財として保存・継承する必要があると認められるので、広島県史跡の指定範囲を追加する。



松本古墳位置



広島県史跡松本古墳 航空写真・追加指定範囲



今回指定対象範囲

令和元年追加指定範囲